

住居地等記録端末の導入及び運用保守業務に関する仕様書

1 業務名

住居地等記録端末の導入及び運用保守業務

2 目的

入管法等一部改正により、市町村において特定在留カード等の IC チップに住居地等の情報を記録する業務が追加されるため、当業務で使用する端末及び IC カードリーダライタ等を新たに調達するもの。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和13年1月31日までとする。

(物品の使用は令和8年2月中旬から(予定))

ただし、次年度以降において、当市の歳入歳出予算の金額について、減額又は削除があった場合は契約を解除することができる。

4 設置場所、台数

計11台。設置場所・台数内訳は下記の通り。

No	場所	住所	台数
1	本庁舎	久留米市城南町15番地3	2台
2	田主丸総合支所	久留米市田主丸町田主丸1233番地	1台
3	北野総合支所	久留米市北野町中3245番地3	1台
4	城島総合支所	久留米市城島町檜津743番地2	1台
5	三潴総合支所	久留米市三潴町玉満2779番地1	1台
6	耳納市民センター	久留米市善導寺町飯田202番地6	1台
7	筑邦市民センター	久留米市大善寺町宮本165番地12	1台
8	上津市民センター	久留米市上津1丁目13番21号	1台
9	千歳市民センター	久留米市東合川8丁目6番21号	1台
10	高牟礼市民センター	久留米市御井町2259番地3	1台

5 機器の基本仕様

区分	仕様
端末本体	ノート型
ディスプレイ	14型以上の TFT カラーLCD 解像度 1366×768 ドット以上
OS	Windows 11 Pro 24H2
CPU	クロック数:3GHz 以上、コア数:2 以上、 スレッド数:2 以上、64 ビット互換プロセッサ
メモリ	8GB 以上
内蔵ストレージ種類・容量	SSD 128GB 以上
USB インタフェース	USB 2.0 又は USB 3.0 Type-A:3 ポート以上
光学ドライブ	DVD-ROM ドライブ（内蔵）
キーボード	日本語配列キーボード（テンキー内蔵）
マウス	USB Type-A 有線マウス
IC カードリーダライタ	対応カードタイプ:ISO/IEC 14443 Type B 対応 OS:Windows 11、 USB 規格:USB 2.0 Full Speed、コネクタ形状:Type-A、 例) RC-S300、ADR-MNICU3
セキュリティソフト	本市情報政策課の調達しているセキュリティソフトを使用する ためライセンス等は不要。
セキュリティ	セキュリティワイヤー、セキュリティスロット（ダイヤル錠タ イプ）
0A タップ (5m)	3個口以上

6 機器の条件

- (1) 総合行政ネットワーク（以下「LGWAN」という。）に接続が認められていることから、本端末は本市指定の LGWAN 回線に接続すること。
- (2) 本端末で使用するために接続ケーブルや変換アダプタが必要であれば、すべて含めること。
- (3) セキュリティ対策として機器本体にセキュリティワイヤーが取り付け可能なこと。
- (4) 本市情報政策課の管理するセキュリティソフトをインストールすること。
- (5) パソコンは任意のもので稼働でき、1台のパソコンにソフトウェアをインストールできるライセンスを含むこと。
- (6) 各課で導入済みのプリンタドライバをインストールし、印刷ができること。（ドライバやプリンタ情報は本市から提供する）
- (7) 本市で調達している Office ソフトをインストールすること。（ライセンス情報等は本市から提供する）

7 セットアップ

- (1) 契約機器の設置作業及び動作検証等を完了すること。
- (2) 設置作業は事前に計画書を作成し、本市の了承を得ること。
- (3) 契約機器は、全てを一旦、本庁舎市民課に納入し、本市にて住居地等書換アプリケーションのインストール等の作業を行う。その後、改めて日程を協議の上、本市の各総合支所及び各市民センターに配送し設置作業を行うこと。
 - ① 市民課への納入期限：令和8年2月中旬
 - ② 各総合支所及び各市民センターへの配送期限：市民課への納入後2週間程度
- (4) 設置の際は取扱説明書等を納品し、本市の検査を受けること。
- (5) 設置の際に発生した不要な梱包材は設置者にて処分すること。
- (6) 端末には、本市指定の端末番号および問い合わせ先を明記したシール等を貼付すること。

8 運用保守

- (1) 契約期間中において、障害対応や運用保守を行うこと。
- (2) 設置機器の障害に起因する動作不良への処置及び改善作業、機器の原状復帰を行うこと。
- (3) 常時連絡可能な体制を整備し、障害発生時の連絡があった際には、設置場所へ技術者を派遣すること。なお、軽微な障害については、電話問い合わせでの対応も可能とする。
- (4) 対応した案件については報告書を作成し、市民課へ送付すること。
- (5) 端末の障害等が発生した場合は、納入時の状態に復元すること。同端末へ設置機器のインストール作業等が発生した場合は対応すること。

9 委託料の支払い

支払いは月単位とし、請求書を受理した後30日以内に支払うものとする。

10 その他

- (1) 本業務の履行にあたっては、次の関係法令を遵守すること。
 - ① 久留米市情報セキュリティ規則
 - ② 個人情報の保護に関する法律
 - ③ 出入国在留管理庁策定の住居地等記録端末セキュリティ管理規程
- (2) 本業務の一部を、代理店等に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面をもって、本市へ申請・承認を得ること。ただし、本業務の全部を一括して代理店等に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (3) 本業務において不明な点や、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、本市と協議の上、決定するものとする。